

HIMEDIC 山中湖倶楽部会則

第1条 (名称)

本会の名称は、HIMEDIC 山中湖倶楽部（以下「本倶楽部」といいます）とします。

第2条 (目的)

本倶楽部は、会員相互の親睦ならびに会員の心身の健康維持・アフターフォローおよび健康増進を図ることを目的とします。

第3条 (事務所)

本倶楽部の事務所は、株式会社ハイメディック内におきます。

第4条 (運営・管理)

1. 本倶楽部の運営・管理（次項で定めるメディカル・サービスの提供を除きます）は、株式会社ハイメディック（以下「会社」といいます）が行うものとします。
2. 細則で定めるメディカル・サービスの提供は、会社が提携している細則で定める医療機関（以下「提携先医療機関」といいます）が行うものとします。これに関し、会社は、会員が提携先医療機関からメディカル・サービスを受けられるよう、会員と提携先医療機関との間の仲介（コーディネート）を行うほか、本倶楽部の目的に沿った会員のサポートを行うものとします。

第5条 (会員のつとめ)

会員は、本倶楽部の健全な発展および会員相互の親睦に貢献する義務を負うとともに、本会則および別途定める細則、利用規程を遵守するものとします。

第6条 (会員の種類および種別)

1. 本倶楽部の会員は、個人会員、法人会員、特別会員および名誉会員とします。
2. 本倶楽部の会員種別およびメディカル・サービスの内容については、細則にて定めるものとします。

第7条 (会員の資格)

1. 本倶楽部の会員の資格要件は、本倶楽部の趣旨に賛同し会員に相応しい品格と社会的信用があること、所定の入会金および年会費を納付すること、および以下の各号に該当しない個人もしくは法人であることとし、会社の資格審査の承認を得て、入会を認められた方とします。

①個人

- (1) 未成年の方
- (2) 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者と認められる方、またはあった方
- (3) 刺青または刺青と誤解を受けるもの等をされている方
- (4) 刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により禁固以上の刑を含む罪名で起訴された方、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った方
- (5) その他会社が会員として不適当と判断した方

②法人

- (1) 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である方、またはあった方が経営もしくは関与する法人
 - (2) 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である方、またはあった方が役員をしている法人
 - (3) 刺青または刺青と誤解を受けるもの等をしている者が役員をしている法人
 - (4) 刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により起訴された法人ないしはその役員、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った法人ないしはその役員
 - (5) その他会社が会員として不適当と判断した法人
2. 会員は、会員カードの発行日より会員資格を取得するものとします。
 3. 会員の資格は、共有することができないものとします。
 4. 本倶楽部は、資格審査の適否の理由は明示しないものとします。
 5. 会員は、資格審査の結果について、異議申し立てをすることができないものとします。
 6. 資格審査不承認の場合、契約は、はじめからなかったものとします。
 7. 入会金は、前項およびクーリングオフの場合を除いて、いかなる場合にも返還しません。

第8条 (資格期間)

会員の資格期間は、会員カード発行日（第7条第1項の資格要件を充たした日。以下、同じ。）から15年間とし、譲渡、名義変更その他の理由で会員証の再発行がなされた場合でも、当初の会員証発行日から起算されるものとします。ただし、細則第5条の定めにより、会員資格を更新できる場合もあるものとします。

第9条 (会員カード)

1. 会社は、会員に会員カードを発行します。
2. 会員または会員が指名した利用者（追加検診者を含む。以下同じ）は、提携先医療機関の施設を利用する場合は必ず会員カードを持参し、提携先医療機関の施設の受付で提示していただきます。
3. 会員は、会員が指名した利用者以外の方に会員カードを貸与することはできません。
4. 会員は、会員カードを紛失した場合、会社に対し直ちに届け出るものとし、所定の手続きにより、再発行の申請をするものとします。なお、再発行については、所定の手数料をいただきます。
5. 会員は、会員カードの貸与、盗難およびその他理由の如何を問わず、会員以外の第三者が会員カードにより提携先医療機関の施設を利用した場合、当該第三者と連帯してその利用料金等の支払いを含むすべての責任を負うものとします。

第10条 (除名・会員資格の停止)

会社は、会員、会員が指名した利用者において次の各号のいずれかに該当する行為があった場合は、当該会員の資格を一時停止、または除名することができるとします。

- ①年会費および利用料金等の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき
- ②本倶楽部の名誉、信用を毀損または秩序を乱したとき、もしくは、そのおそれが強いと認められたとき
- ③提携先医療機関の施設、設備を故意に破損したとき
- ④本会則その他本倶楽部の定める諸規定に違反したとき
- ⑤第7条に定める会員資格の無いことが、後日判明したとき
- ⑥刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により禁固以上の刑を含む罪名で起訴されたとき、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき
- ⑦営利を図る目的をもって、自ら利用または第三者に利用させたことが判明したとき
- ⑧その他処分を相当とする行為があったとき

第11条 (会員資格の喪失)

会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を失うものとします。

- ①退会
- ②死亡
- ③破産、解散、清算等
- ④除名

第12条 (年会費)

1. 会員は、細則で定める年会費を会社に納入するものとします。
2. 会員は、年会費の支払を滞納した場合は、会則第10条①により会員の資格を一時停止され、または除名されても異議を述べないものとします。
3. 会社は、検診券の有効期間が過ぎた場合でも、年会費を返還しないものとします。
4. 会社は、経済情勢の変動等により、年会費を変更できるものとします。

5. 会員は、年会費その他の本倶楽部に関連する債務を弁済期に支払わなかったときは、会社に対し、不履行の日の翌日から年6%の割合による遅延損害金を支払わなければならないものとします。

第13条（名義変更）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員の名義を変更することができます。
 - ①相統
 - ②商号変更（合併、会社分割含む）
 - ③改姓、改名
2. 前項における名義変更に伴う手数料は、細則で定めます。
3. 会社は、経済情勢の変動等の理由により、名義変更に伴う手数料を変更できるものとします。

第14条（相統）

会員が死亡した場合、会員の2親等以内の相統人は、所定の手続きにより会社の承認を得て、会員の名義を変更することができます。

第15条（譲渡禁止）

会員は、会員資格を譲渡できないものとします。

第16条（会員の権利および承認事項）

1. 会員は、細則で定めるメディカル・サービスを受けることができるほか、細則の定めに従い、リゾートトラスト株式会社が運営するエクシブ山中湖内の付帯施設を所定の料金で利用できます。
2. 会員は、自己の都合によりホームクリニックを変更することはできないものとします。他方、会員は、第18条各号に定める事由またはその他の事由により、ホームクリニックが会社の指定する検診施設に変更される場合があることを了解するものとします。
3. 会員は、メディカル・サービスを受ける場合、その検診データを提携先医療機関が医学の発展進歩に寄与するための研究情報とすること、および細則に定めるメディカル・サービス提供のために利用することを了解するものとします。

第17条（会員以外の施設利用の特例）

会員は、会員の利用に支障の無い範囲内で、提携先医療機関の施設を、会員以外の者が利用することがあることを承諾するものとします。

第18条（施設の閉鎖・利用制限）

会員は、次の場合、提携先医療機関の施設の全部または一部を利用できないことがあることを承諾するものとします。

- ①天災その他により開場が不可能なとき
- ②施設の改造または補修のとき
- ③法令の制定改廃等により施設が使用できないとき
- ④行政指導等のとき
- ⑤経営上重大な理由があるとき
- ⑥十分なメディカル・サービスの提供ができない等のやむを得ない事由が生じたとき

第19条（変更届）

1. 会員は、住所または連絡先等入会契約書に記載した事項に変更がある場合は、速やかに会社に変更届を提出するものとします。
2. 会社の会員に対する通知などは、届出住所宛にすれば足りるものとします。

第20条（倶楽部理事会）

本倶楽部には理事会を設置し、以下の役員を置きます。

1. 役員
 - ①理事長 1名
 - ②常務理事 1名
 - ③理事 5名以上20名以下
 - ④監事 2名以内
2. 理事長、常務理事、理事および監事は会社が委嘱します。
3. 理事長は、必要に応じて理事会を招集し、その議長となります。
4. 常務理事は、理事長を補佐し、理事長が不在のときはこれを代行します。
5. 役員の任期は、選任されたときから1年間とします。ただし、再任を妨げないものとします。

第21条（理事会の管掌事項）

1. 本倶楽部理事会は、次の事項をつかさどります。
 - ①会員の除名等の処分に関する事項
 - ②倶楽部運営にかかわる会社への助言・提案
 - ③会社からの諮問事項についての審議
2. 理事会の決議は、2分の1以上の理事が出席し、出席理事の過半数をもって決します。ただし、委任状の提出をもって、出席に代えることができるものとします。

第22条（会則等の改正等）

1. 会社は、法令の規定に従い、本倶楽部の会則、細則および利用規程その他これらの書面内で言及のある規程等（以下「会則等」といいます）を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前に入会した会員にも適用されるものとします。
2. 前項の変更は、会報誌への掲載、会社のホームページへの掲載、郵送またはEメールのいずれかの方法により、会員へ通知するものとします。
3. 前項の通知は、変更対象となった規定の適用を受ける会員に対して行えば足りるものとします。

第23条（管轄裁判所）

会社と会員との間の紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、会社の本店または支店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることをあらかじめ合意していただきます。

第24条（定めのない事項等）

会則等に定めのない事項については、その都度会社が決定します。

HIMEDIC 山中湖倶楽部細則

第1条 (会員種別)

本倶楽部の会員種別は、Wコースとします。

第2条 (名称用語)

本細則において、次に掲げる用語の定義は以下に定めるところによるものとします。

①Wコース検診券とは、券面に「Wコース」と記載された検診券をいいます。

第3条 (メディカル・サービス等)

1. 会員は、次に定めるメディカル・サービスを次項に定める提携先医療機関から受ける権利を有します。

	サ ー ビ ス 内 容
① W コ ー ス	Wコース検診券1枚で1名様が、Wコース検診を受けることができます。但し、検診日は月曜日～木曜日に限定します。
② 病 院 紹 介	検診の結果、治療、入院などが必要な場合には、その病状等に応じ適切な医療機関を紹介いたします。
③ サ ポ ー ト 検 診	紹介された病院での手術後、会員の希望により、他の会員の利用に支障のない範囲内で提携先医療機関が認めた場合には手術後の状況について、1回のみ再検査を受けることができます。
④ 倶 楽 部 ド ク タ ー 医 療 相 談 サ ー ビ ス	医療相談室にて、倶楽部ドクターが詳細な医療相談、セカンドオピニオン、専門医の紹介などに対応いたします。

2. 会員が受けるメディカル・サービスは、提携先医療機関である「医療法人社団 山中湖クリニック」、その他の医療機関が提供します。
3. 会員は、検診を受けるにあたり、リゾートトラスト株式会社が運営する「エクシブ山中湖」内の付帯施設を所定の料金で利用できます。
4. 会員は、前三項のメディカル・サービスの提供を受ける際または施設を利用する際には、別に定める利用規程およびホテル利用者に適用される諸規則を遵守していただきます。
5. 会員は、第1項に定めるメディカル・サービスのほか、会社または会社の委託先から、次に定めるサービスを受ける権利を有します。

	サ ー ビ ス 内 容
① 24時間医療情報提供サービス	看護師またはヘルスオペレーターが対応します。フリーダイヤル (0120-145-521)

第4条 (年会費、Wコース検診券の交付)

1. 会員は、次に定める会員種別に従い、会社に対し、年会費を支払うものとします。

会 員 種 別	年 会 費	検診券枚数(年間)	備 考
Wコース	入会契約書に記載の金額	1枚	消費税は、別途必要となります。

2. 会員は、年会費を原則として入会月の前月27日(土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日)までに、翌年分を一括前払いするものとします。契約初年度の年会費については、契約時に支払うものとします。
3. 年会費の支払方法は、原則として銀行預金口座自動振替によるものとします。
4. 会社は、会員に対し、年会費の入金確認後に本条第1項に定める会員種別に従い検診券を交付するものとします。
5. Wコース検診券は、券裏面記載の指定期間のみ有効です。
6. Wコース検診券は、無記名式となります。
7. 会員もしくは会員が指名した利用者は、本倶楽部の会員カードを持参し、受付時に提示もしくは提出することにより、会員資格で検診を受けることができます。ただし、ご予約時にご利用者を確定していただく必要があります。
8. 会員は、次に定める追加検診代金を支払うことにより、1会員につき、1名まで追加で、Wコース検診を受けることができます。ただし、ご予約時に追加検診者を確定していただく必要があります。

追 加 検 診 代 金	年 間 追 加 検 診 者 数	備 考
50万円(税別)	1名	消費税は、別途必要となります。

第5条 (Wコースに関する特則)

会員は、会社と別途会員資格の更新に関する特約を締結し、かつ、会員資格期間満了の2ヶ月前までに、会員および会社の双方から何等の異議がない場合、会員資格期間を1年間更新することができるものとし、以後同様とします。更新後の年会費、検診券、占有日数、検診代金については、当該特約で定めるものとします。

第6条 (会員種別、検診内容およびホームクリニックおよび検査施設)

会員は、下記の会員種別およびホームクリニックにおいて、Wコース検診を下記の条件にて、受けることができます。

①会員種別、ホームクリニック、検診実施内容

会 員 種 別	ホ ー ム ク リ ニ ッ ク	コ ー ス 名
Wコース	ハイメディック山中湖	Wコース検診

- ※ ベースメーカーを装着されておられる方は、MRI検査が受けられません。また頭部手術(クリッピング)、インプラント、義眼、人工弁等を装着もしくは体内にある方については、MRI検査が受けられない場合があります。その他検査機器によっては、検査ができない場合がありますので、提携先医療機関(受診施設)にご確認下さい。
- ※ PET/CT、マンモグラフィにつきましては、原則30歳未満の方は検査を受ける事ができません。詳しくは提携先医療機関(受診施設)にご確認下さい。
- ※ Wコースには上部内視鏡検査は含まれませんが、医師の判断によりハイメディック東京ベイ、ハイメディック・ミッドタウン、ハイメディック名古屋、ハイメディック大阪、ミッドタウンクリニック名駅のいずれかに受診いただけます。なお、76歳以上の鎮静下の上部内視鏡検査については、呼吸停止のリスクがあり、2013年、学会ガイドラインにより「気道確保、挿管やモニタリングの可能な施設で行うべき」とされました。このため、ハイメディックではリスク対応の観点から、原則76歳以上の方には鎮静剤使用を実施しません。但し、強い希望がある場合には、医師の判断で、安全を考慮し、試行することもあります。
- ※ 上記内容については、一部変更される場合があります。
- ※ 検診内容の詳細については、受診案内でご案内します。

②ホームクリニックおよび検査施設の所在地

ホームクリニックおよび検査施設	提 携 先 医 療 機 関	住 所
ハイメディック山中湖	医療法人社団 山中湖クリニック	山梨県南都留郡山中湖村平野562-12 エクシブ山中湖B2F
ハイメディック東京ベイ	医療法人社団 ミッドタウンクリニック	東京都江東区有明3-5-7 TOC有明イーストタワー5F
ハイメディック・ミッドタウン	医療法人社団 ミッドタウンクリニック	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー6F
ハイメディック名古屋	社団医療法人 トラストクリニック	愛知県名古屋市中区栄1-30-22
ハイメディック大阪	医療法人社団 ハイメディッククリニックWEST	大阪府大阪市中央区南船場3-3-17 ホテルトラスティ心斎橋内2F
ミッドタウンクリニック名駅	医療法人社団 進興会	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋5F

第7条 (名義変更料等)

会社は、会員に対し、名義変更料として次に定める料金をいただきます。

名 義 変 更 内 容	名 義 変 更 料
2親等以内の相続	50,000円(別途消費税)
商号変更(合併・会社分割含む)	10,000円(別途消費税)
改姓、改名	10,000円(別途消費税)

第8条 (休会制度)

1. 入会から2年以上経過し、その間、年会費の滞納がない会員は、所定事項記載の上、会社の指定する証明書類を添付して申請することによって次の各号のいずれかに該当することを証明し、かつ会社の承認を得た場合は、休会制度を利用できるものとします。

①疾病等による長期入院、長期自宅療養

②長期の国内外出張等

③出産前後、育児、介護

④会員登録所在地が自然災害により被災した場合

2. 休会期間中は新たな年会費は発生しないものとしますが、細則第3条のメディカル・サービス(医療相談サービス、24時間医療情報提供サービス等を含みます)、追加検診者による受診等全てのサービスはご利用できなくなります。また、休会期間も契約期間に算入されます。

3. 休会の期間は会社の承認から1年間とします。

第9条 (会報誌)

会社は会員に会報誌を発行します。

HIMEDIC 山中湖倶楽部利用規程

【ご予約の手続】

< 検診の受付について >

1. 検診、宿泊とも、完全予約制です。ご予約のお申し込みは、クラブデスクにお電話下さい。
クラブデスク ☎0120-373-388

2. ご予約の方法

- ①ご入会時、会員ごとに、定期的に検診できるよう占有日期間の設定された、検診カレンダーが交付されますので、その占有日期間内から、ご希望の検診日を選んでいただきます（下記 i）。

占有日期間以外で検診をご希望される場合は、ご希望の検診日の1ヶ月前からご予約を受け付けいたします（下記 ii）。

	ご希望検診日	ご 予 約 方 法
i	占有日期間内	・前年度の占有日期間より、ご希望検診日の2ヶ月前までにお申し込み下さい。 ・ご希望検診日の2ヶ月前までにお申し込みがない場合は、自己のホームクリニックの優先権がなくなり、ご希望検診日の1ヶ月前までの占有日利用となります。ただし、お申込順に決定いたします。 ・細則第4条第8項に定める、追加検診者の占有日期間内のご利用は、会員が利用する同日に限り、占有日期間予約が出来るものとします。それ以外はii占有日期間外（フローティング予約）によるものとします。
ii	占有日期間外 （フローティング予約）	・占有日のご利用者が優先されるため、ご希望検診日の1ヶ月前よりご利用の受付開始とさせていただきます。 ・ご希望の検診日に空きがある場合に限りです。

- ②すべてのご予約につきましては、お申込順に決定いたしますので、予約状況によってはご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承下さい。

3. ご予約時には、ご希望のご利用日、会員名、会員番号、受診コース名、ご利用の検診券番号、ご利用者名をお知らせください。また、細則第4条第8項記載の追加検診代金を支払うことにより、1名まで追加受診することが出来ます。その場合、ご予約時に追加検診者名もお知らせください。追加検診代金は、検診日に検診施設でお支払いください。なお、追加検診者の受診権利は、1年に1回とし翌年に繰り越せないものとします。また、追加検診者の占有日期間内のご利用は、会員様が利用する同日に限り、占有日期間予約が出来るものとします。それ以外は、フローティング予約となります。

4. 検診日確定後、原則受診日の3週間前までに受診案内等、検査時必要書類を送付します。ただし、フローティングでご予約をされた場合は、この限りではありません。

5. 検診券の有効期間は、入会月の1日から起算して2年間です。ただし、1年目は、占有日期間内でのご利用ができますが（占有日期間外は1ヶ月以内のフローティング利用）、2年目は、ご希望検診日の1ヶ月以内のフローティングでのご利用となります。

6. なお、ご予約もなく検診期間（検診券発行日から起算して2年間）が経過した場合、および何等のご連絡もなくご予約当日にお越しにならなかった場合は、その年度の権利は消化したものとみなします。

7. 検診の受付は、指定時間までに検診施設で行って下さい。また、検診受付時には、本倶楽部の会員カード、Wコース検診券、受診案内、問診表等をご持参下さい。追加検診者が同日に受診する場合は、必ず一緒に受付を行って下さい。なお、会員が指名した利用者も、受付にて会員カードのご提示が必要なためご注意ください。

8. 刺青または、刺青と誤解を受けるもの等をされている方は検診およびメディカルサービスをお受けいただくことができません。

< ご宿泊について >

1. 検診時のご宿泊は、リゾートトラスト株式会社が販売する「エクシブ、バイコート倶楽部、サンメンバーズクラブ会員権」（以下「宿泊型会員権」といいます）を所有の場合、所有の宿泊型会員権のタイプ相当ルームを、占有日または宿泊券をご使用の上、1泊まで無料でご利用いただけます。宿泊型会員権を所有されていない会員またはHIMEDIC山中湖倶楽部会員向けルームをご希望の場合は、HIMEDIC山中湖倶楽部会員向けルームを1泊まで無料でご利用いただけます。検診は、1つのWコースで1泊2日が必要です。また、同室での追加検診者および同伴者のご宿泊は、無料とします。追加検診者が別室利用の場合には、所定のルームチャージ料金をご負担いただきます。

2. ご宿泊は無料ですが、レストランその他ホテルの付帯施設をご利用の場合は、所定の料金をご負担いただきます。ただし、検診ご利用者（追加検診者がいらっしゃる場合は追加検診者を含みます。）の検診日当日の、会社指定の昼食は無料とします。

3. ホテルフロントにて、本倶楽部の会員カードをご提示の上、チェックインを行って下さい。なお、チェックインは、検診前日の午後3時からできます。

4. チェックアウトは、ホテルフロントにて行います。ホテルの付帯施設のご利用がございましたら精算して下さい。

< サロン施設のご利用 >

本倶楽部会員は、全国に展開するサンメンバーズエクセレントクラブ（サロン）を、会員カードを持参することによりご利用できます。

※本規程において、次に掲げる用語の定義は以下に定めるところによるものとします。

Wコース検診券とは、券面に「Wコース」と記載された検診券をいいます。

〈医療相談室〉

- ・医療相談はお一人ずつじっくり相談する時間をとるために、完全予約制としております。そのため、受付時間外でのご要望にはご対応しておりません。ご理解の程お願いいたします。
- ・最新鋭の検査機器、検査方法を最大限活用し検査精度向上に努めておりますが、検査受診後に体調の異常などを感じた場合には医療相談室にご相談いただくか、若しくは、お近くの医療機関を受診いただきますようお願いいたします。

医療相談室 受付時間

医療相談室	受付時間
東京医療相談室 医療法人社団 ミッドタウンクリニック	10:00～16:00 月曜日～金曜日(祝祭日、施設休診日を除く)
名古屋医療相談室 社団医療法人 トラストクリニック	
大阪医療相談室 医療法人社団 ハイメディッククリニックWEST	

医療相談室 サービス対象者

対象者	電話相談	来室相談	予約料(税別)／30分
会員本人	○	○	無料
検診を受けたことのある方(検診受診後2年以内)	○	○	無料
会員本人の配偶者及びご家族一親等まで	○	○	10,000円
それ以外で会員本人からの紹介がある方	×	○	20,000円

*会員本人とは個人会員および法人会員(会社代表者等)を指します。

*会員ご本人様からの紹介で医療相談室を利用される場合は、会員ご本人様からのご予約にて受付致します。